

[資料2]

高齢者の保健事業と介護予防の
一体的な実施について

2 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について

高齢者の健康寿命を延伸するため、介護予防やフレイルの防止、疾病の重症化予防等の効果的な実施が求められる中、経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）において、「高齢者の通いの場を中心とした介護予防・フレイル対策や生活習慣病等の疾病予防・重症化予防、就労・社会参加支援を都道府県等と連携しつつ市町村が一体的に実施する仕組みを検討するとともに、インセンティブを活用することにより、健康寿命の地域間格差を解消することを目指す」とされたことから、厚生労働省は、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する有識者会議」を立ち上げ、その報告書の中で、「健康課題にも対応できるような通いの場や、通いの場を活用した健康相談や受診勧奨の取組の促進等、後期高齢者医療制度の保健事業と介護予防の一体的な実施を進める必要がある」とし、「高齢者の心身に関する多様な課題に対応するため、後期高齢者の保健事業について、広域連合と市町村の連携内容を明示し、市町村において、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施する」こととされています。

本広域連合では、平成 31 年度に事業をモデル的に実施し、効果検証を行うとともに、各市町と連携し事業の実施を検討していくこととしています。

■モデル事業（案）

○通いの場における専門職による保健指導事業（案）

地域住民を主体とした通いの場（一般介護予防事業）に専門職を派遣し、フレイルチェック、健康講座、個別相談等を実施し、地域住民に対するフレイル予防の啓発等を行う。

保健事業と介護予防の現状と課題(イメージ)

退職等

75歳

被用者保険の保健事業 (健保組合、協会けんぽ)

- 特定健診、特定保健指導
- 任意で、人間ドック
- 重症化予防(糖尿病対策等)
 - 保険者により、糖尿病性腎症の患者等に対して、医療機関と連携した受診勧奨・保健指導等の実施。
- 健康経営の取組
 - ・保険者と事業主が連携した受動喫煙対策や職場の動線を利用した健康づくりの実施。
 - ・加入者の健康状態や医療費等を見える化した健康スコアリングレポート等の活用。

国民健康保険の 保健事業(市町村)

- 特定健診、特定保健指導
- 任意で、人間ドック
- 重症化予防(糖尿病対策等)
 - ・保険者により、糖尿病性腎症の患者等に対して、医療機関と連携した受診勧奨・保健指導等の実施。
- 市町村独自の健康増進事業等と連携した取組

後期高齢者広域連合の 保健事業 (広域連合。市町村に委託・補助)

- 健康診査のみの実施がほとんど
- 一部、重症化予防に向けた個別指導等も実施

国保と後期高齢者の
保健事業の接続の必要性
(現状は、75歳で断絶)

〇フレイル状態に着目した
疾病予防の取組の必要性
(運動、口腔、栄養、社会参加
等のアプローチ)

保健事業と介護予防の
一体的な実施(データ分析、
事業のコーディネート等)

65歳

介護保険

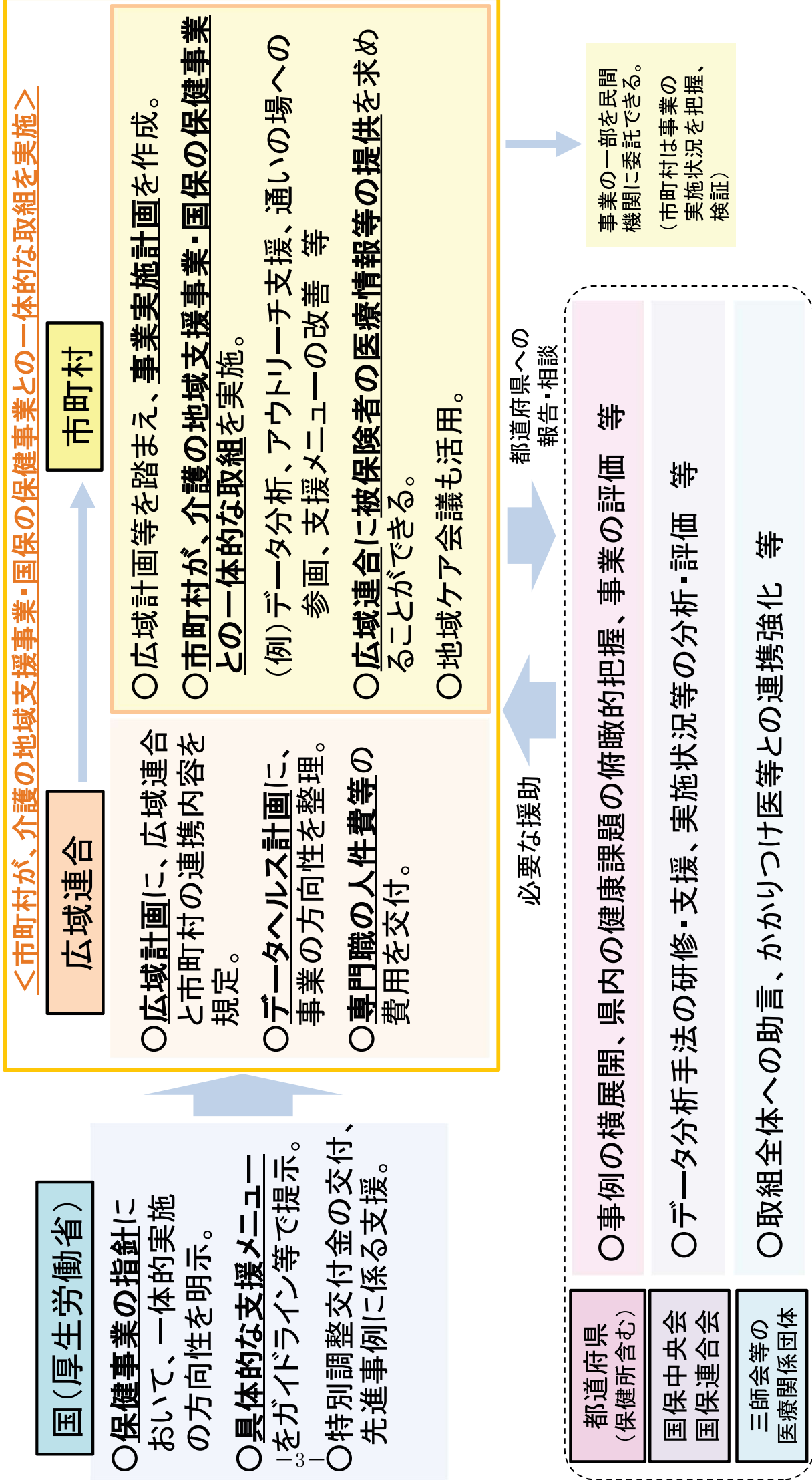
介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業等(市町村)

- 一般介護予防事業(住民主体の通いの場)
- 介護予防・生活支援サービス事業
 - 訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス(配食等)、生活予防支援事業(ケアマネジメント)

→保健事業との連携による支援メニューの充実の必要性

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について（スキーム図）

高齢者の心身に関する多様な課題に対応するため、後期高齢者の保健事業について、広域連合と市町村の連携内容を明示し、市町村において、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施する。



市町村が一体的に実施

矢療・介護「一」夕解析

医療
特定
介護
要介護
フレイル
状態の
チェック

保健事業

⑤ 国民健康保険と後期高齢者医療制度の保健事業を接続。

※フレイルのおそれのある高齢者全体を支援。

⑦医療専門職が、
通いの場等にも
積極的に関与

かかりつけ医等

⑧通いの場への参加勧奨や、
全体等への助言を実施。

生活機能の改善

⑨民間機関の連携等、個別の場的大幅な拡充や、個人のインセンティブとなるポイント制度等を活用

- ⑩ 通いの場に、保健医療の視点からの支援が積極的に加わることで、
- ・ 通いの場や住民主体の支援の場で、専門職による健康相談等を受けられる。
- ・ ショッピングセンターなどの生活拠点等を含め、日常的に健康づくりを意識できる魅力的な取組に参加できる。
- ・ フレイル状態にある者等を、適切に医療サービスに接続。